

大阪府「道の駅」連絡会設立総会

議 事 次 第

日 時:平成 25 年 6 月 27 日(金)15:00～

場 所:大阪国道事務所第一及び第二会議室

	配布資料
1. 開会	
2. 出席者紹介	
3. 大阪府「道の駅」連絡会の設立について	
・大阪府「道の駅」連絡会規約(案)について	資料1-1 大阪府「道の駅」連絡会規約(案)
・大阪府「道の駅」連絡会の会長の選任について	資料1-2 大阪府「道の駅」連絡会の会長について(案)
4. 平成25年度の活動方針について	資料2 平成25年度の活動方針について
5. 道の駅に関する最近の話題について	
6. その他	
・曾根崎地下道PRコーナーの利用について	参考資料1 曾根崎地下道 PRコーナーの利用について
・電気自動車充電器の補助金制度の紹介	参考資料2 電気自動車充電器の補助金制度の紹介
・意見交換	参考資料3 意見交換のテーマ

大阪府「道の駅」連絡会規約（案）

（ 名 称 ）

第 1 条 本会は、大阪府「道の駅」連絡会（以下「本会」という。）という。

（ 目 的 ）

第 2 条 本会は、「道の駅」の企画から経営に至る多くの事項等について「道の駅」相互の連絡を図り、もって「道の駅」の利便性向上、質的向上等に寄与することを目的とする。

（ 事 業 ）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （ 1 ） 「道の駅」に関する相互の連絡・調整
- （ 2 ） 「道の駅」の利用促進に必要な調査・研究
- （ 3 ） 「道の駅」の啓発・広報
- （ 4 ） 「道の駅」の関係職員の研修
- （ 5 ） その他、本会の目的達成に必要な事業

（ 会 員 ）

第 4 条 本会は大阪府下の別表 1 に示す「道の駅」登録者からなる正会員と、「道の駅」にかかる道路管理者からなる特別会員をもって会員とする。

（ 会 長 ）

第 5 条 本会に会長を置き、第 4 条の正会員から 1 名を選任する。

- 2 会長は本会において選任する。
- 3 会長の任期は 2 年とし、再任を防げない。
- 4 会長は本会を代表し会務を総括する。

（ 顧 問 ）

第 6 条 本会の事業に関する重要な事項については助言と協力を得るため、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の承認を得て会長が委嘱する。

（ 連 絡 会 ）

第 7 条 本会は、毎年 1 回開催する。ただし、必要に応じて臨時の連絡会を開催することができる。

- 2 本会は、次の事項を議決する。

- （ 1 ） 事業計画
- （ 2 ） 事業報告
- （ 3 ） 役員の変更
- （ 4 ） 規約の制定、改正

- 4 本会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、会員は代理者を出席させ、表決権を行使することができる。

- 5 本会の議決は、出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（ 会 計 ）

第8条 本会の経費は、近畿「道の駅」連絡会からの支出をもって充てる。

(脱 会)

第9条 本会における会員の脱会は、事前に会長に届出を行い、承認を得るものとする。

(解 散)

第10条 本会は第3条の事業が終了する日をもって解散する。

(事 務 局)

第11条 近畿地方整備局大阪国道事務所及び一般社団法人近畿建設協会に事務局を置き、本会の事務を共同で処理する。

(そ の 他)

第12条 この規約に定めるものの他、本会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(別表1)

大阪府「道の駅」連絡会会員名簿

会員区分	会員名	道の駅名
正会員	千早赤阪村長	ちはやあかさか
	太子町長	近つ飛鳥の里・太子
	能勢町長	能勢くりの郷
	河南町長	かなん
	羽曳野市長	しらとりの郷・羽曳野
	和泉市長	いずみ山愛の里
	岬町長	とっとパーク小島
	岸和田市長	愛彩ランド
特別会員	大阪府都市整備部交通道路室 道路整備課長	(道路管理者)
	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所長	(道路管理者)

大阪府「道の駅」連絡会の会長について(案)

	会長
平成25～26年度	岬町長
平成27～28年度	千早赤阪村長
平成29～30年度	太子町長
平成31～32年度	能勢町長
平成33～34年度	河南町長
平成35～36年度	羽曳野市長
平成37～38年度	和泉市長
平成39～40年度	岸和田市長

- 大阪府「道の駅」連絡会の会長は、「道の駅」設置者である市町村長が持ち回り。
- 役員任期は2年とする。



大阪府「道の駅」連絡会 平成25年度 活動方針(案)

情報発信機能の改善 ①展示用パネルやポスターの作成

■展示用パネルの作成

「風景街道」の紹介や、また府内の各道の駅の情報、各道の駅周辺の観光スポットなどを展示。



悠久の竹内街道



中之島・大川・
御堂筋回廊



難波宮と
大阪・熊野街道



日本文化の
クロスロード

情報発信機能の改善 ② 掲示板やパンフレット棚のレイアウト改善

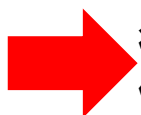
現 状

- ・掲示内容やレイアウトに統一感がなく情報がバラバラ
- ・あまり活用されていないスペースも多い
- ・何も掲示されていない箇所も多く、情報が古い



改善案

- ・カテゴリ毎(〇〇市・町観光情報、イベント情報、行政からお知らせ、道路交通情報・地図等)にレイアウト変更
- ・主要なパンフレット等に説明文を作成
- ・各駅で人気パンフレット等を共有
- ・情報は定期的に更新(時節ごとにテーマを持った掲示等)



欲しい情報が分かりやすく、興味を持ってもらえるよう、また、他の道の駅情報など連携し、利用者の利便性向上を図る。

大阪らしい「道の駅」の取り組みにむけた検討

■ 他府県での「道の駅」の活動状況の調査等を行い、大阪らしい今後の取り組みを検討する。

(道路利用者が安全、快適に道路を利用でき、また、道の駅を利用して休憩、情報収集ができ、地域活性化につながるような取り組み)

(例)「道の駅」で連携したイベントの開催

風景街道との連携

情報発信方法や提供する内容の工夫

etc

會根崎地下歩道（みちまちスクエアきた）での「道の駅」情報発信について（案）

1. 目的

各地域における「道の駅」の情報発信機能を広く公衆に知って頂き、強いては道の駅を利用することにより更に地域全体の観光など活性化につなげる。

2. 内容

- 場 所：みちまちスクエアきた（大阪北新地駅前地下広場） ※別図参照
- 期 間：9月末以降（2週間程度）
- 内 容：道の駅のブースを設営して、①道の駅へのルートや周辺の観光・名産などへのアクセス、②道の駅の発信情報、③風景街道の紹介や街道と道の駅の連携、④その他、その時期のイベントなどを紹介。

3. 利用に当たって

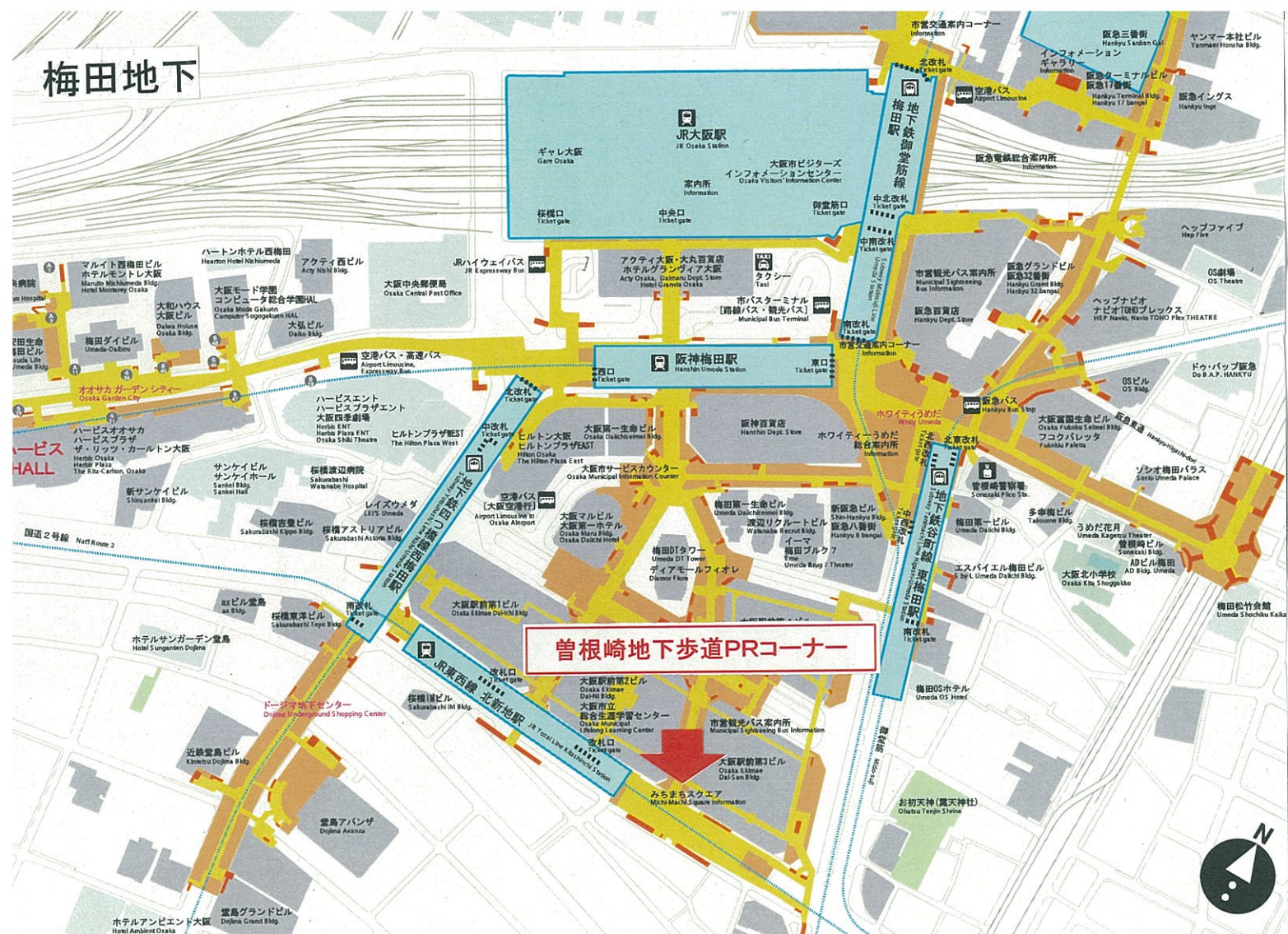
- 使用に当たっては、当所管理第二課が所管していますが、地域調整課辻脇までご連絡頂ければ調整致します。時期、スペース、内容、広報連携など
- 利用のご希望があれば、後日打ち合わせさせて頂ければと思います。
- 公共利用ですので、個別の企業 PR、商品 PR、物販、飲食を伴うもの、音響を発するもの、人が集まって行う行為が禁止されています。制限はありますが、大阪の真ん中での PR 効果は高いと思います。

4. 連絡先

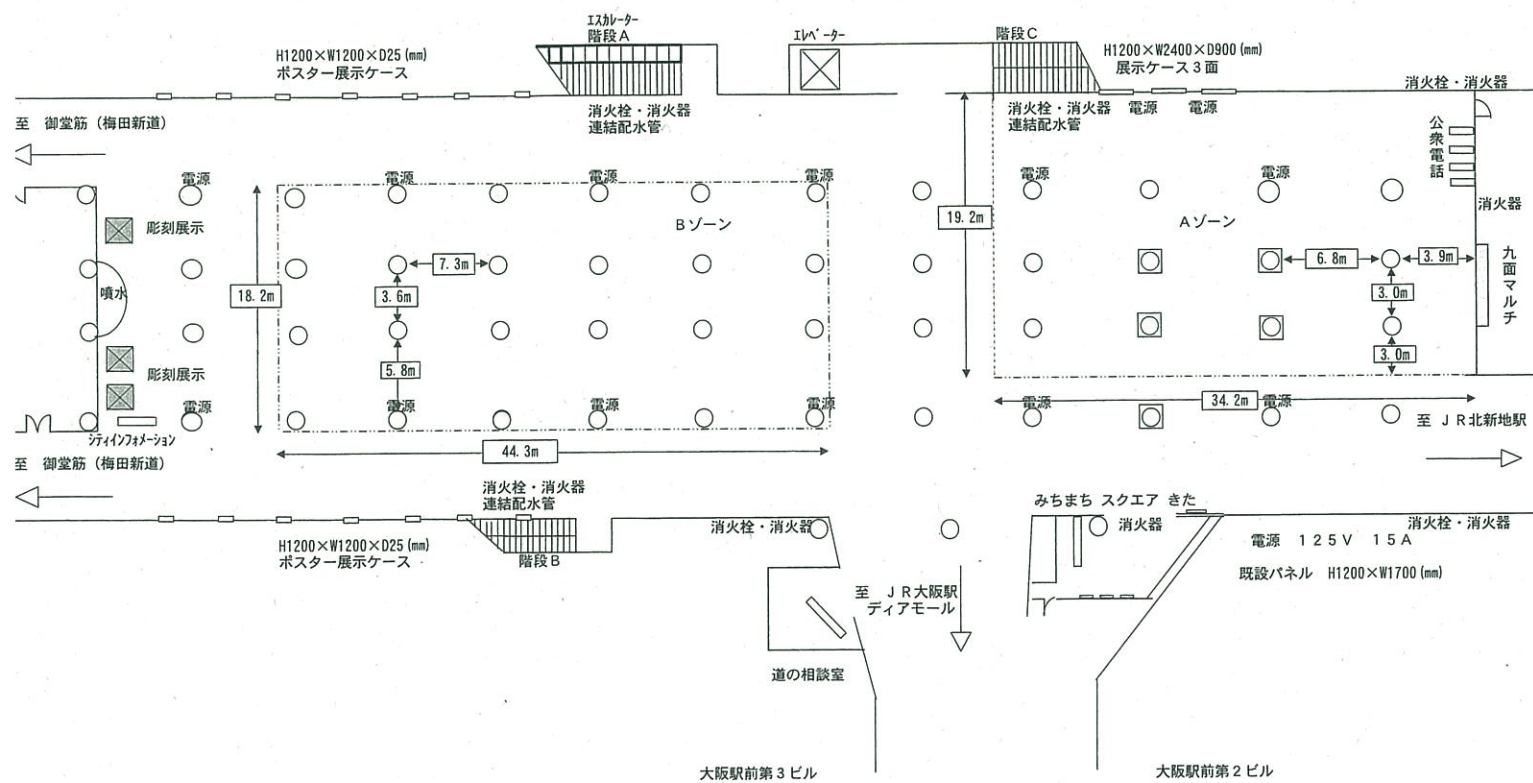
- 国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所
地域調整課 課長 辻脇 崇
地域調査係長 真山 茜



梅田地下



曾根崎地下歩道平面図








大阪駅前第3ビル

大阪駅前第2ビル

1. H24補正予算「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」(経済産業省)の概要
2. 「次世代自動車充電インフラ設置に係るビジョン」(大阪府)の概要

ご説明用資料

平成25年6月
 大阪府商工労働部 成長産業振興室
 新エネルギー産業課

次世代自動車充電インフラ整備促進事業 平成24年度補正予算要求額 1,005億円	概要	製造産業局 自動車課 03-3501-1690
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 事業の内容 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 事業の概要・目的 </div> <p>○電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHEV）に必要な充電インフラの整備を加速することにより、設備投資等を喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図ります。</p> <p>○具体的には、充電器の購入費及び工事費について一部補助することにより、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①目的地の途中で充電可能な「経路充電」の充実（ガソリンスタンド、道の駅、コンビニ等） ②目的地における「目的地充電」の充実（テーマパークやショッピングセンター等） ③マンション駐車場や月極駐車場等の充電設備（「基礎充電」）の整備加速を図ります。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 事業イメージ </div> <p>EV・PHVの普及を加速させるため、以下の充電器について購入費及び工事費の一部補助を通じて、充電インフラを計画的・効率的に整備します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自治体等の計画に基づく充電器の設置 （主に急速充電、約4千基） 2. 自治体等の計画に基づかないものの、公共性を有する充電器の設置（普通充電/急速充電、約7万基） 3. 月極駐車場やマンション等への充電器の設置(主に普通充電)等(約4万基) <p>【設置場所のイメージ】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(急速充電器)</p>  <p>ガソリンスタンド</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(普通充電器)</p>  <p>コンビニ</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(普通充電器)</p>  <p>テーマパーク</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(普通充電器)</p>  <p>コインパーキング</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(普通充電器)</p>  <p>マンション</p> </div> </div> <p>1、2合わせて約7万基整備(ガソリンスタンド、道の駅、コンビニ、ショッピングセンター、公園、コインパーキング等への設置を想定) (参考)全国の箇所数:ガソリンスタンド約3万8千箇所、道の駅約1千箇所、コンビニ約4万6千箇所、ショッピングセンター約3千箇所</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 条件(対象者、対象行為、補助率等) </div> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 国 </div> <div style="font-size: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 民間団体等 </div> <div style="font-size: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 事業者等 </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;"> 基金 補助 (2/3・1/2) </p>		

H24補正予算「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の概要 1/3

(一般社団法人 次世代自動車振興センター)

1. 制度の目的 (参照URL)一般社団法人次世代自動車振興センターホームページ http://www.cev-pc.or.jp/hoio/hosei_outline.html

この補助制度は、次世代自動車用充電設備の設置に関する補助などの事業を行うことにより、設備投資などを喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図ることを目的とします。

2. 補助対象と対象期間

•次の4つの事業に合致する充電設備の設置を行う者に対して、補助金が交付されます。

実際に要した充電設備機器費(充電器の購入費用)及び設置工事費(第4の事業は除く)に対して補助率を乗じた額が補助金交付額となります。ただし、補助金の交付上限額を超える場合には、交付上限額が補助金交付額となります。

充電設備は、原則8年間保有することが義務付けられます。保有義務期間満了前に充電設備の処分を行うと、補助金の返納を求められることがあります。

事業名	概要	補助対象	補助率
第1の事業	自治体等が策定する充電器設置のためのビジョン(注1)に基づき、かつ公共性を有する(注2)充電設備の設置	充電設備機器費 及び設置工事費	2/3
第2の事業	ビジョンには基づかないものの、公共性を有する充電設備の設置	充電設備機器費 及び設置工事費	1/2
第3の事業	マンションの駐車場及び月極め駐車場等へ設置する充電設備の設置	充電設備機器費 及び設置工事費	
第4の事業	上記以外の充電設備の設置	充電設備機器費	

注1:「自治体等が策定する充電器設置のためのビジョン」とは、都道府県及び高速道路会社が策定するもので、電気自動車等に必要な充電設備を計画的に配備するために適切な設置場所等が示されます。ビジョンを策定している自治体等については、センターのホームページで公表します。

注2:「公共性を有する」とは、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所にあること。
- ②充電設備の利用を他のサービス(飲食等)の利用又は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金の徴収は可。)
- ③利用者を限定していないこと(ただし、会員制などとしていてもその場で料金を払うことで充電器を利用できる場合は条件を満たすものとする。)

•補助金の交付を受けるためには平成26年10月31日(金)までに、充電設備の設置工事が完了し、充電設備機器費用及び工事費用の支払いを終了させ、実績報告書をセンターに提出することが必要です。

3

H24補正予算「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の概要 2/3

(一般社団法人 次世代自動車振興センター)

3. 申請受付期間

平成25年3月19日(火)～平成26年2月28日(金)

なお、申請総額が予算額を超過する場合には申請締め切り前であっても申請の受け付けを終了します。

4. 申請書類一式の提出方法

充電設備の設置検討を行い、見積書などを入手してから、申請書や必要書類を全て揃えた上で、申請書類一式を郵便または特定信書便で一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という)に送付して下さい。

なお、センターに申請書類を持ち込まれても受け取ることができませんので、必ず郵便または特定信書便にて送付して下さい。(申請書等は「信書」に当たることから、郵便又は特定信書便で送付をお願いします。)

必要書類が不足している場合や申請書に押印漏れなどがある場合は、申請書が到着しても、申請の受理を行わず、申請者に申請書類をそのまま返却することがあります。必要書類の不足や書類の捺印漏れがないように、しっかりと確認をした上で、書類を送付して下さい。

5. 申請書類の送付先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-6-12 大手町建物虎ノ門ビル2階
一般社団法人次世代自動車振興センター (充電インフラ整備事業提出資料在中)と明記してください。)

6. 補助金申請から補助金交付までの流れ



注3:第1の事業については、別途、申請前に自治体等に対してビジョンの要件を満たしているかどうかの確認を行う必要があります。

注4:「第1～3の事業」は、設置工事開始は交付決定後である必要があります。

申請書類(必要書類を含めて)一式がセンターに到着した日の翌月末までに、交付決定通知書の発行を行います。(申請書の設置工事開始予定日を記入する際にはこのスケジュールを考慮してご記入ください。)

「第4の事業」については、申請前または交付決定前に設置工事を開始していても構いません。ただし、設置工事完了は、「第1～3の事業」と同様に)交付決定後である必要があります。

4

7. 補助金額の考え方(交付規程第5条関連)

以下で計算される充電設備機器費の補助金額と設置工事費の補助金額を合算して、充電設備設置補助金交付額を算出します。

(1) 充電設備機器費(充電器の購入費)

- ア. 充電器の購入費(消費税抜き) × 補助率(1/2又は2/3)
- イ. 充電器の銘柄ごとに定める補助上限額

充電設備機器費の補助金額:ア、イのいずれか低い方

【「充電設備銘柄ごとの補助金交付上限額」はHP参照ください。】

申請者(リースの場合は使用者)の自社製品の調達又は関係会社間の調達の場合、そこに含まれる利益相当分について利益等排除の対象となります。

(2) 設置工事費

- ア. 工事項目ごとの設置工事費(消費税抜き) × 補助率(1/2又は2/3)
- イ. 工事項目(①~⑦)ごとに定める補助上限額
- ウ. ア、イのいずれか低い方を項目別補助金額とする
- エ. ①から⑦の項目別補助金額の合計金額
- オ. 工事全体に対して定める工事区分に応じた補助上限額

設置工事費の補助金額:エ、オのいずれか低い方

【「充電設備工事にかかる補助上限額」はHP参照ください。】

工事項目	工事内容
①高圧受変電設備	変圧器の交換・増設・新設、高圧受変電設備設置に係る基礎・アンカー等工事費、前記機器の搬入・据付、前記設置に係る人件費
②電気配線	分電盤、急速充電器用手元開閉器、電源線、接地(アース線)、前記電気配線に係る必要部材、前記電気配線に係る諸工事費、前記機器の搬入・据付、前記設置に係る人件費
③電力供給対応	電柱、柱状トランス、電線等の設置
④充電器本体据付	充電設備据付に係る基礎・掘削・アンカーボルト・壁補強及び支柱設置等の諸工事費、前記機器の搬入・据付、前記設置に係る人件費
⑤充電スペース整備	既存路盤撤去・処分費及び路盤再整備費、ライン引き費、重機及び機材費、前記設置に係る人件費
⑥付帯設備	設置場所案内板、路面標示、屋根又は小屋、予備用コンセント、充電器防護用ポール、電灯、前記付帯設備設置に係る基礎・アンカーボルト・壁補強及び支柱設置等の諸工事費、前記機器の搬入・据付、前記設置に係る人件費
⑦その他工事に係る費用	寒冷及び塩害対策に係る費用、養生・廃棄物処理・既存物移動に係る費用、現場管理費、雑材消耗品費、設置時の停電回避に係る費用、設計に係る費用、前記に係る人件費

※上記工事内容のうち、充電設備の設置に必要な工事に係る経費が補助対象となります。(他用途に利用するための工事費用は補助対象外となります。)

次世代自動車充電インフラ設置に係るビジョン【概要版】(大阪府)

(目的)

- 経済産業省の「次世代充電インフラ整備促進事業(平成24年度補正予算)」を踏まえ、大阪府内におけるEVやPHVに必要な充電インフラの整備を加速して、EV・PHVの普及を促進させ、新エネルギー産業の集積とともに、低炭素社会の実現を図る。

(参照URL)大阪府ホームページ「次世代自動車充電インフラ設置に係るビジョンの策定」
<http://www.pref.osaka.jp/energy/matidukuri/judensettibijon.html>

(充電器設置の方向)

整備促進事業を活用し、多様な機能や運営面の特色を活かした充電器を府内全域に設置し、「電欠なき大阪」を実現する。

- 通信機能による情報提供等
- 課金対応
- 複数のEVへの同時充電
- 深夜・年中無休での利用 など

(整備促進事業の適用)

ビジョンに基づき、公共性を有する充電設備(急速・普通充電器)を設置する場合、購入費・工事費の補助率を嵩上げ(1/2 → 2/3)。

- ①一般の方々が利用でき、会員制の利用であっても、会員外の利用者に過度な料金等を設定しないこと
- ②充電器が公道に面した入口から誰もが利用できる場所にあること
- ③充電設備の場所を示す案内看板を設置すること
- ④利用に際して他サービス(飲食等)利用や物品購入を条件としないこと

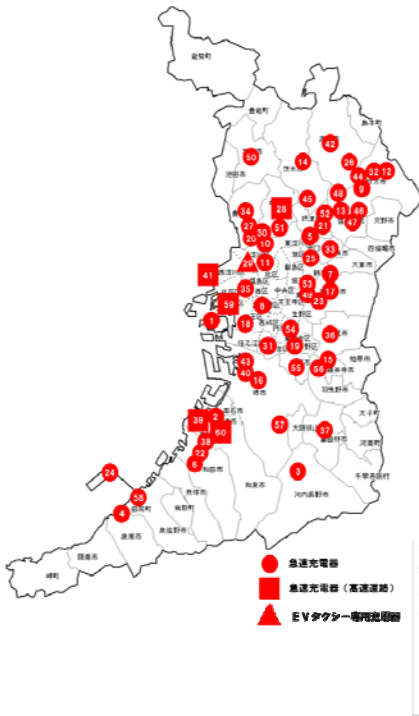
(ビジョンの期間)

- 平成25年3月から整備促進事業の終了時期まで(センターへの補助金申請はH26.2末まで)

次世代自動車充電インフラ設置に係るビジョン【概要版】（大阪府）

【現状の設置状況（平成25年3月）】

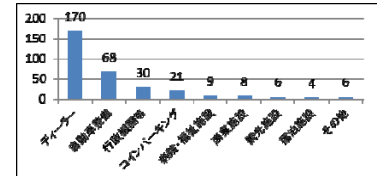
急速充電器：60基



普通充電器：322基

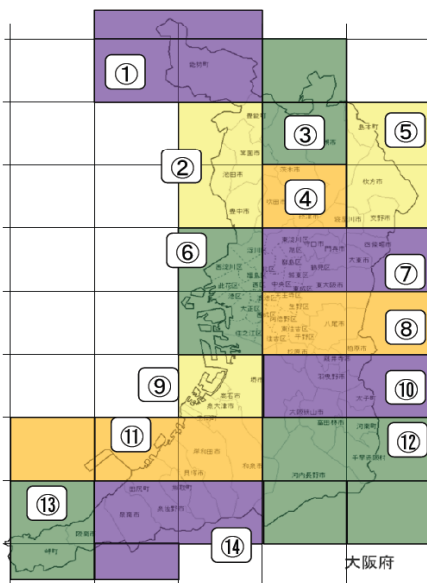
2007年度充電器設置数一覧

地域	市町村	設置数	地域	市町村	設置数
東大阪	大阪市	102	東河内	八尾市	9
	堺市	26		柏原市	3
	豊中市	14		東大阪市	20
	吹田市	4		中河内地域 合計	32
	箕面市	10		富田社村	8
	豊都町	0		箕面長野市	4
東淀川	寝屋川市	28	岸和田市	3	
	東淀川地域 合計	28	泉南市	3	
	北河内	吹田市	13	阪南市	1
		高槻市	8	豊中市	0
		茨木市	7	豊中町	2
		摂津市	2	田尻町	0
島本町		0	堺町	0	
三島地域 合計		31	泉南地域 合計	20	
北摂	東大和市	7	守口市	8	
	府中市	7	枚方市	13	
	高石市	1	寝屋川市	5	
	島岡町	0	大東市	3	
	泉北地域 合計	18	門真市	6	
			四條畷市	1	
		茨城市	3		
		北河内地域 合計	39		
		東河内地域 合計	322		



次世代自動車充電インフラ設置に係るビジョン【概要版】（大阪府）

【充電器の設置エリア及び基数】



- 大阪府内を10km×10kmのメッシュに分ける（計14エリア）
- ①幹線道路があり交通量の多い地域：各エリア毎に原則20基
- ②幹線道路はないが、主要観光スポット・集客施設等の目的地のある地域：各エリア毎に原則10基
- ③上記①②以外の地域：各エリア毎に原則5基

設置エリア	設置場所	充電器種類	基数
エリア1	能勢町・豊能町の一部	充電器	5
エリア2	能勢町・豊能町・茨木市・箕面市・豊中市・吹田市の一部、池田市	充電器	20
エリア3	豊能町・箕面市・茨木市・高槻市・島本町の一部	充電器	10
エリア4	箕面市・茨木市・高槻市・豊中市・吹田市・摂津市・守口市・寝屋川市・枚方市の一部	充電器	20
エリア5	島本町・高槻市・枚方市・寝屋川市・交野市の一部	充電器	10
エリア6	大阪市の一部（西部）、豊中市・吹田市・堺市の一部	充電器	20
エリア7	大阪市の一部（北東部）、門真市・四條畷市・大東市、吹田市・摂津市・守口市・寝屋川市・交野市・東大阪市の一部	充電器	20
エリア8	大阪市の一部（南東部）、八尾市・東大阪市・堺市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・柏原市の一部	充電器	20
エリア9	堺市・忠岡町の一部、高石市、泉大津市	充電器	10
エリア10	堺市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・柏原市・大阪狭山市・富田林市・河南町の一部、太子町	充電器	10
エリア11	堺市・忠岡町・和泉市・岸和田市・貝塚市・熊取町・泉佐野市・田尻町の一部	充電器	10
エリア12	堺市・大阪狭山市・富田林市・河南町・和泉市・河内長野市の一部、千早赤坂村	充電器	10
エリア13	堺町、阪南市の一部	充電器	5
エリア14	阪南市・田尻町・泉佐野市・熊取町・貝塚市・岸和田市・和泉市・河内長野市の一部、泉南市	充電器	5

■ 確認シート(大阪府)

(参照URL)大阪府ホームページ「次世代自動車充電インフラ設置に係るビジョンの策定」からダウンロードしてご使用ください。 <http://www.pref.osaka.jp/energy/matidukuri/judensettibijon.html>

○「ビジョンに示された要件を満たしていることの確認」(大阪府)

以下の黄色のセルに必要事項を記入し、メールで以下のあて先まで送付してください。

【設置箇所の要件】

府記入欄	申請事項		府記入欄		申請事項		府記入欄
設置エリア	充電器の種類	基数	管理NO.	確認日	申請者	管理者	設置場所/設置住所

尚、ビジョンには以下の「公共性の要件」が記載されています。

これらは次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の「第1の事業」の要件となっており、申請先のセンターで審査が行われますので、ご注意ください。

- ①当該充電器設置者(管理者)の利用に限定することなく、一般の方々が利用でき、会員制の利用であっても、会員外の利用者に過度な料金等を設定しないこと
- ②充電器が公道に面した入口から誰もが利用できる場所にあること
- ③充電設備の場所を示す案内看板を設置すること
- ④利用に際して他サービス(飲食等)利用や物品購入を条件としないこと

<申請者の連絡先>

会社名:	
所属部署:	
担当者:	
電話番号:	
Fax番号:	
メールアドレス:	

※後日、確認シートの内容について、お問い合わせをさせていただきます場合がございます。

○上記の確認シートの送付先メールアドレス:

大阪府商工労働部成長産業振興室新エネルギー産業課
shinenesangyo@sbox.pref.osaka.lg.jp

■ 確認シートの記載要領(大阪府)

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金「第1の事業」に係るビジョンの要件を満たしていることの確認シートについて

記載要領

1. 【設置箇所の要件】について、下記の(記入例)を参考に、黄色のセルに必要事項を入力してください。

(記入例)

府記入欄	申請事項		府記入欄		申請に関する事項		
設置エリア	充電器の種類	基数	管理NO.	確認日	申請者	管理者	設置場所/設置住所
	急速充電器	1			〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇/〇〇市〇〇町〇〇

- ・「充電器の種類」は、「急速充電器」、「普通充電器」のいずれかをセルのドロップダウンリストから選択してください。「基数」は数字を記入してください。
- ・「申請者」、「管理者」、「設置場所/設置住所」にはそれぞれ必要な事項を入力してください。

2. 【申請者の連絡先】に必要な事項を入力してください。後日、内容について、お問い合わせさせていただきます。

3. 確認シートは、ファイル名に提出日付、申請者名を追加し、下記の送付先メールアドレスに送付してください。

(例)平成25年4月10日に株式会社〇〇が提出する場合、「確認シート(250410株式会社〇〇).xls」のようにしてください。
また、メールの件名を「ビジョン確認シートの提出について」としてください。

(送付先メールアドレス)

大阪府商工労働部成長産業振興室新エネルギー産業課
shinenesangyo@sbox.pref.osaka.lg.jp

4. 本確認シートに記載された「設置場所/設置住所」等の事項について、後日、大阪府ホームページ上で公開する予定です。

5. 府からの回答は概ね1週間以内を目処に行いますので、万が一連絡がつかない場合は、下記までお問い合わせください。

大阪府商工労働部成長産業振興室新エネルギー産業課
ダイヤルイン番号：06-6210-9485 (担当：荒木、大原)

広告特集

企画・制作
朝日新聞社広告局



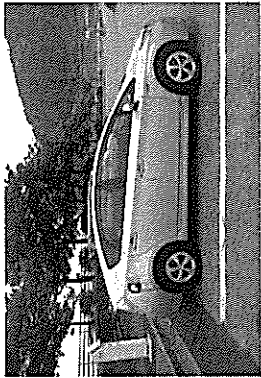
道の駅に設置された充電器

石川での 取り組み

エコ観光 地域振興に活用

石川県の能登地方では、昨年7月からはEVやEVを運用してエコ観光を推進する「能登エレクトロドライブプロジェクト」をトヨタ自動車など民間企業とともに実施している。能登半島を道の駅水炭館、温泉旅館など25か所に設置された充電器を、2014年3月まで原則無料で利用可能。トヨタレンタリース石川の4店舗ではサブスクリプションでEVをレンタルできる。

充電器は公衆無線LAN設備も兼ね、能登のドライブに便利な独自のスマートフォンアプリも開発して提供。充電に使われる電圧は、グリーン電力証書システムによる風力発電でまかなわれている。EV



石川、日本千枚田のそばにも充電器がある

やEVを絡めたエコ観光、地域振興の先駆けとなるエレクトロドライブだ。

利用者からは、4割引きの価格で車がレンタルできると、ガソリン代も抑えられること好評。普段、EVに乗りたくない人が、気軽に試乗できるまたない機会ともなっている。

今年7月からは、いかにガソリンを使わずに能登を周遊できるかを競うエコドライブコンテストや、能登半島フェスティバルなども実施される。

岐阜での 取り組み

喫茶店の駐車場に設置

岐阜県では10年8月、土岐市の「コメダ珈琲土岐下石店の駐車場

全国各地で活用が進む 充電器

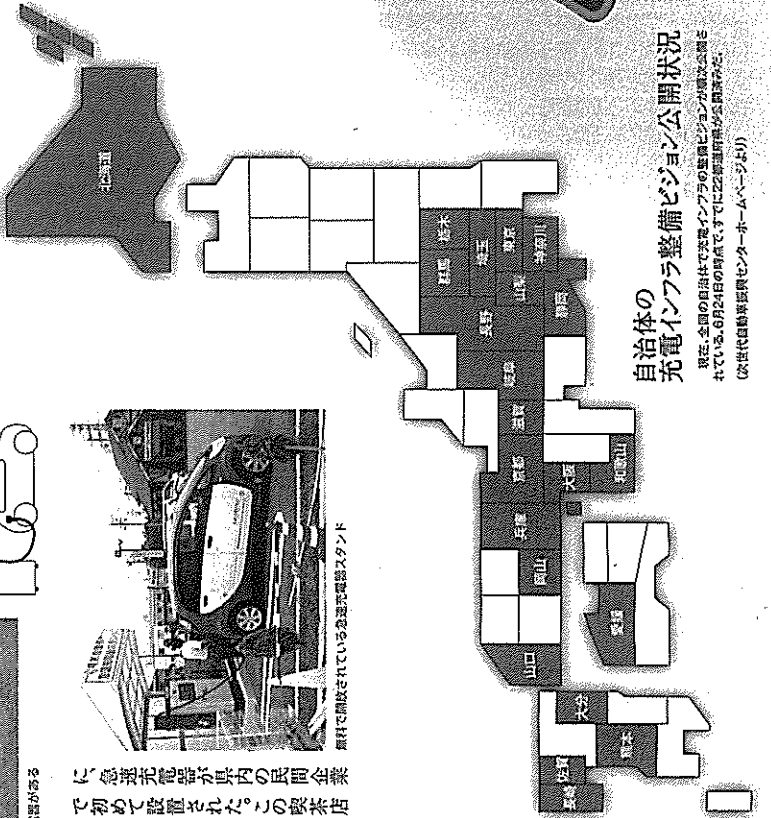
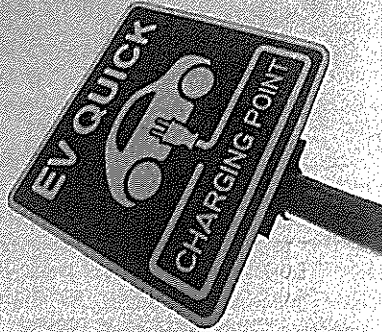


時 持続可能な社会を実現するうえで鍵となるのが、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)の普及だ。またそのうえで、充電器の整備は欠かせない。日本では現在充電器の整備が全国的に進んでおり、約1600基の急速充電器がある。世界をみるとヨーロッパが約760基、アメリカは160基。充電器の数において日本は世界でも突出しており、EV・PHV大国になりつつある。

充電器は地域の特性に合わせて設置することが重要であり、全国の自治体では独自に充電インフラ整備のためのビジョンを策定している。これらの自治体のビジョンに基づく充電器の整備・工事については、国が総額1005億円の補助金を用意。手厚い支援により、全国的な取り組みとして推進されている。

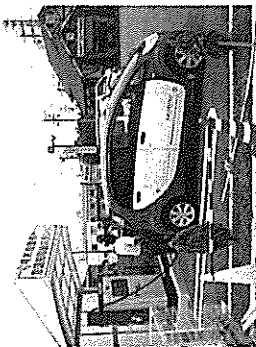
※2013年6月1日(CHA-EMO)までの設置数(国土交通省発表)

各自自治体が推進 整備が全国的に進むEV・PHVの 充電インフラ



自治体の
充電インフラ整備ビジョン公開状況

現在、全国の自治体で充電インフラの整備ビジョンが公表公開されている。6月15日の時点で22都道府県が公表済み。(※世代自動車整備センターホームページより)



無料で開放されている急速充電器スタンド

に、急速充電器が県内の民間企業で初めて設置された。この喫茶店は、隣接するガソリンスタンドと同じく石黒商事が運営するもの。「これからの車のありかたを考えると、EVの普及を後押ししたい」との同社の考えにより、急速充電器は15年まで無料開放される。隣接するガソリンスタンドでは、業務用にEVを購入し、試乗体験なども行っており好評だ。

充電器は現在、月平均60回程度の利用がある。最近では東京や京都といった遠方から訪れ、充電の中間地として利用する人も多いという。充電の待ち時間にコーヒーを飲みながらゆったり過ごすことができ、のんびりとした。

京都での 取り組み

毎月100件以上の利用

京都府では11年9月に、ガソリンスタンドを運営する土庫成商事が、京都市役所の前に充電器とEV2台を配備したEV充電ステーションを設置した。将来の事業展

開を見据えた実証実験的な意味もあり、充電器は無料で開放されている。当初1月40件ほどだった利用が、最近では100件以上へと増えているという。

また近くの京都ホテルオークラでは、このEV充電ステーションと提携したEVレンタカー付き宿泊プランを用意。EVで京都の観光名所を回る大人の割引サービスも実施している。

京都府ではビジョンに基づき、充電インフラの整備を加速化し、EV・PHVの普及、エコ観光を推進していく。



京都市役所前に設置されたEV充電ステーション

充電設備の設置に際してはEV充電ステーション

を推進

えも光

観望

シタ

とた

増利

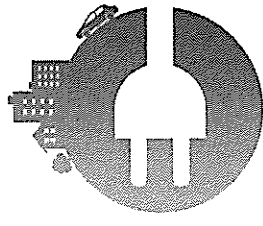
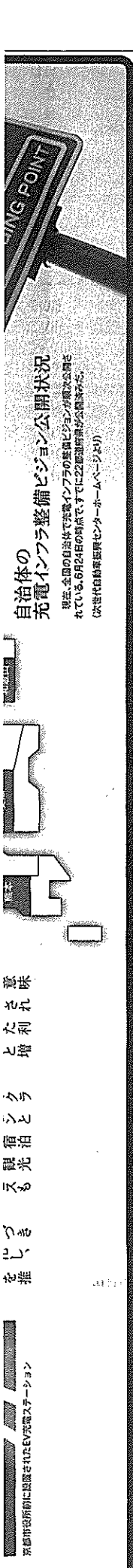
を

自治体の

充電インフラ整備ビジョン公開状況

ING POINT

自治体の充電インフラ整備ビジョン公開状況



つながる、ひろがる
地域のクリーンエネルギー

EV・PHVインフラ整備をご検討の皆様へ

電気自動車 プラグインハイブリッド自動車

EV・PHV充電設備の設置に、 国の補助金が出ます!!

～次世代自動車充電インフラ整備促進事業のご案内(補助総額1,005億円)～

補助率
最大 $\frac{2}{3}$

国土交通省 国土交通省 国土交通省
国土交通省 国土交通省 国土交通省

こんな皆さまにオススメです

- 高速道路会社
- コンビニエンスストア
- ショッピングモール
- ファミレス/ファストフード店
- ガソリンスタンド
- コインパーキング
- アミューズメントパーク
- 宿泊施設
- など

こんな皆さまにオススメです

- マンション・アパート
- 月極駐車場
- など

さらに
自宅・事務所等に
設置する充電器も、
補助の対象に!

- 戸建住宅
- など

公共性を有する充電設備を
設置する場合

購入費 & 工事費 $\times \frac{1}{2}$ 補助

補助率
UP!!

自治体等が指定する充電器設置のための
ビジョンに重なる場合

購入費 & 工事費 $\times \frac{2}{3}$ 補助

マンションの駐車場、および月極駐車場等へ
充電設備を設置する場合

購入費 & 工事費 $\times \frac{1}{2}$ 補助

左記以外の充電設備
を設置する場合

購入費 $\times \frac{1}{2}$ 補助

※1 補助率は、国土交通省が定める「EV・PHV充電設備の設置に関する補助率」に基づき、設置する充電設備の種類や設置場所によって異なります。また、設置する充電設備の種類や設置場所によって、補助率の算出方法も異なります。詳しくは、国土交通省のウェブサイトをご覧ください。

対象者 EV・PHV充電設備を購入・設置する自治体・事業者・個人 募集期間 平成26年2月28日(金)まで

お問い合わせは

03-5501-4412 (平日のみ)

9:00-17:00

http://www.cev-pc.or.jp

一般社団法人次世代自動車充電センター

一般社団法人次世代自動車充電センター

